

「原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定」

締 結 式 次 第

1. 日 時：平成24年6月9日（土） 13：00～14：00
2. 場 所：県庁本館3階 特別会議室
3. 趣 旨：玄海原子力発電所における災害等に備えて策定する地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市及び九州電力株式会社が一体となって、県民の安全・安心を確保することを目的に締結する。
4. 式次第：
 - ① 開 会 （司会：危機管理課長）
 - ② 出席者の紹介
 - 長崎県知事 中村 法道
 - 松浦市長 友広 郁洋
 - 佐世保市長 朝長 則男
 - 平戸市長 黒田 成彦
 - 壱岐市長 白川 博一
 - 九州電力(株)代表取締役社長
瓜生 道明
 - ③ 協定の概要説明
 - ④ 原子力安全協定・覚書への署名
 - ⑤ 原子力安全協定・覚書の披露
 - ⑥ 出席者挨拶
 - ⑦ 閉 会

5. 協定の主な内容

- 情報連絡
 - (非常時連絡) 原災法第10条、第15条に該当する場合の連絡
 - ・九州電力は、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市に対し情報連絡する。
 - (異常時連絡) 原子炉施設故障等のトラブル通報
 - ・九州電力は、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市に対し情報連絡する。
 - (平常時連絡)
 - ・九州電力は、長崎県に対し情報連絡する。
 - ・長崎県は、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市に対し、その内容を連絡する。

- 事前説明 原子炉施設の変更等
 - ・九州電力は、長崎県及び松浦市に対し事前説明する。
 - ・長崎県、松浦市、九州電力は相互に意見を述べることができる。
 - ・長崎県は佐世保市、平戸市、壱岐市に対し、速やかにその内容を連絡する。

- 立入検査
 - ・長崎県は、原子力災害対策特別措置法の施行に必要な限度において、職員を発電所に立入検査させることができる。
 - ・長崎県は、立入検査を行なう場合は、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市に対し事前に通報するとともに、その結果を連絡する。

- 損害賠償
 - ・九州電力は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、速やかに補償する。

- 長崎県原子力安全連絡会
 - ・長崎県は、防災対策等の情報の共有化と意見交換により、原子力発電に関する理解を深めることを目的として長崎県原子力安全連絡会を設置する。
 - ・九州電力は、連絡会の運営については積極的に協力する。

原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）及び松浦市（以下「乙」という。）並びに佐世保市、平戸市、壱岐市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって長崎県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令の遵守等）

- 第1条 丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。
- 2 丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（情報連絡の内容及び時期）

- 第2条 丁は、次に掲げる非常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合。
- 2 丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。
- (1) 原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。
- (2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
- (6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (7) その他緊急事態が発生したとき。
- 3 丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行うものとする。
- 4 甲は、前記第3項の平常時の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法)

第3条 前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行う。

(事前説明)

第4条 丁は、甲及び乙に対し、別に定めるところにより、事前説明を行うものとする。なお、甲及び乙と丁は、相互に意見を述べるができるものとする。

2 甲は、前記第1項の事前説明を受けた場合は、丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(立入検査)

第5条 甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に立入検査させることができるものとする。

2 甲は、第1項の規定により立入検査を行う場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、その結果を連絡するものとする。

(損害の補償)

第6条 丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

第7条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。

(覚書)

第8条 この協定の施行に必要な事項については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定めるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。

この協定の締結を証するため、この協定書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県
長崎県知事

乙 長崎県松浦市志佐町里免365番地
松浦市
松浦市長

丙 長崎県佐世保市八幡町1番10号
佐世保市
佐世保市長

長崎県平戸市岩の上町1508番地3
平戸市
平戸市長

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地
壱岐市
壱岐市長

丁 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長

原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書

長崎県（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。

1 協定書第2条第3項に規定する平常時の情報提供は、以下により行うものとする。

(1) 環境放射能の測定結果

イ	モニタリングポイント	毎四半期
ロ	サーベイルート	毎半期
ハ	モニタリングポスト	毎月
ニ	環境試料	毎四半期

(2) 発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況

イ	実施計画	毎年度
ロ	実施状況	毎四半期

(3) その他発電所の保守運営状況

イ	発電実績	毎月
ロ	原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量	毎四半期

ハ 核燃料物質の状況

受入・払出状況	その都度
消費状況	毎月
管理状況	毎半期（7月及び1月）

ニ 放射線管理の状況 毎半期（4月及び10月）

ホ 放射線従事者線量及び放射性廃棄物の放出、保管状況
毎四半期及び毎年度

ヘ 放射性廃棄物の管理状況 毎月

ト 定期検査の実施計画及びその結果
定期検査の都度

チ 原子炉施設保安規定 変更の都度

2 協定書第4条に規定する事前説明は、以下により行うものとする。

(1) 原子炉施設を変更しようとするとき。

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第2項第5号に規定する原子炉施設について、同法第26条第1項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合。

- (2) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。
 - (3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。ただし、核物質防護の観点から情報提供できないものを除く。
- 3 前記1及び2については文書をもって行う。
- 4 甲は、防災対策等の情報の共有化と意見交換により、原子力発電に関する理解を深めることを目的として、長崎県原子力安全連絡会を設置するものとする。なお、乙は連絡会の運営については積極的に協力するものとする。
- 5 この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県
長崎県知事

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長